

浜松市母子保健推進会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市母子保健センター条例（浜松市条例第19号）及び浜松市母子保健センター条例施行規則（浜松市規則第20号）に定めるもののほか、浜松市母子保健推進会議（以下「推進会議」という）について必要な事項を定める。

(諮問事項)

第2条 推進会議は、浜松市母子保健センター条例第3条に定める事業のうち母子保健の推進に係る事項について諮問する。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、10人以内で組織し、市民及び次の各号に掲げる者から推薦された者を市長が委嘱する。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 浜松医科大学 | 1人 |
| (2) 浜松医師会 | 4人 |
| (3) 浜北医師会 | 1人 |
| (4) 浜松市歯科医師会 | 1人 |
| (5) 浜松市薬剤師会 | 1人 |
| (6) 浜松市助産師会 | 1人 |
| (7) 看護系大学 | 1人 |

2 前項に掲げる者のほか、推進会議にオブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康増進課が行う。

(協力体制)

第5条 健康医療部健康増進課は、推進会議に必要な資料作成等、開催にあたり必要な協力を関係機関に求めることができる。

(細目)

第6条 この要綱に定めのない事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 浜松市母子保健センター運営委員会要綱は廃止する。
- 3 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。